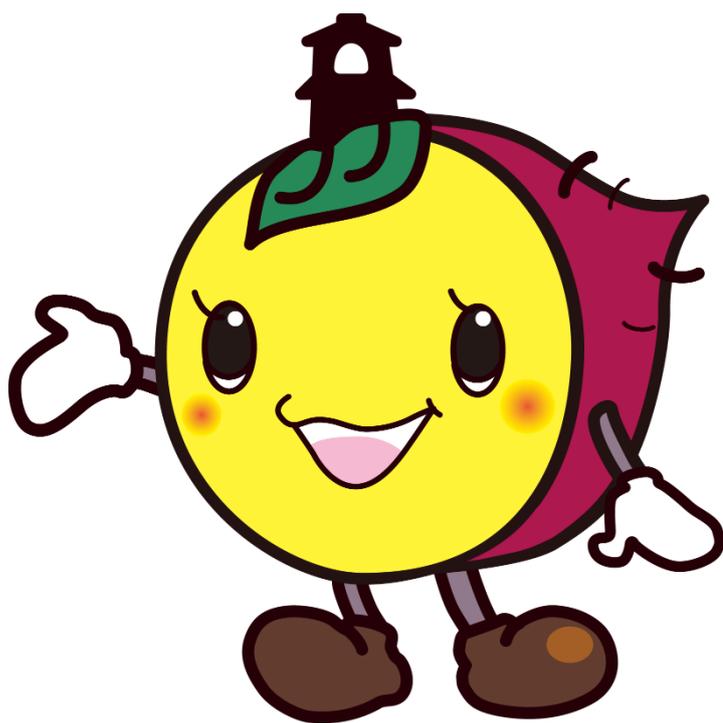


# 川越市（11月）定例記者会見



日時 令和6年11月28日（木）

14時00分～

場所 川越市役所4階 迎賓室

# 川越市（11月）定例記者会見次第

令和6年11月28日（木）

14時00分開会 迎賓室

## 1 開 会

## 2 説 明

### ○ 川越市議会第5回定例会提出予定議案について

(1) 令和6年度川越市一般会計補正予算（第6号）

（議案第123号：財政課）

(2) 川越市客引き行為等の防止に関する条例を定めることについて

（議案第111号：防犯・交通安全課）

## 3 質疑応答

## 4 その他

## 5 閉 会

## 川越市議会第5回定例会提出予定議案

番 号	件 名
議案第109号	専決処分の承認を求めることについて
議案第110号	専決処分の承認を求めることについて
議案第111号	川越市客引き行為等の防止に関する条例を定めることについて
議案第112号	川越市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第113号	川越市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第114号	川越市土砂のたい積等の規制に関する条例を廃止する条例を定めることについて
議案第115号	川越市屋外広告物条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第116号	川越市建築基準法関係手数料条例等の一部を改正する条例を定めることについて
議案第117号	川越市宅地造成及び特定盛土等規制法関係手数料条例を定めることについて
議案第118号	川越市農業集落排水事業に地方公営企業法を適用する条例を定めることについて
議案第119号	川越市農業集落排水事業に地方公営企業法を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて
議案第120号	川越市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第121号	川越市下水道条例の一部を改正する条例を定めることについて
議案第122号	川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設の指定管理者の指定について
議案第123号	令和6年度川越市一般会計補正予算（第6号）
議案第124号	令和6年度川越市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第125号	令和6年度川越市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
議案第126号	令和6年度川越市水道事業会計補正予算（第1号）
議案第127号	令和6年度川越市公共下水道事業会計補正予算（第2号）
<b>報 告</b>	
報告第16号	専決処分の報告について
報告第17号	専決処分の報告について
報告第18号	専決処分の報告について
報告第19号	専決処分の報告について

# 川越市客引き行為等の防止に関する 条例を定めることについて

## 1 制定の主旨

近年、クレアモールを中心とした市内の繁華街において、客引き行為者による道路上での立ちふさがりや通行人へのつきまとい行為等によって、市民や通行人が安心して通行できる環境が妨げられている状況が発生しています。

そこで、本市では、公共の場所における客引き行為等の防止に関し必要な事項を定め、市民や事業者の皆様とともに迷惑な客引き行為の防止を図ることで、市民や川越市へ来られる方が公共の場所を安心して通行することができる快適な環境を確保し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的として、このたび「川越市客引き行為等の防止に関する条例」について議案を提出いたします。

## 2 制定の背景

団体からの要望	令和4年度1件2団体、令和5年度2件2団体 ※いずれも商店街関係団体
クレアモールにおける職員による客引き状況の調査 (令和4年12月～6年10月)	・主に金曜日、夜間21時頃～ 19回実施 ・調査結果 令和6年度、10～20人程度の客引き行為者を確認 このほか、客待ちと見られる者や呼び込み、看板を掲示している者など20～30人程度を確認しています
市民アンケート (令和6年5月～6月実施)	・実施概要 街頭アンケート（クレアモール内）及び電子申請アンケート計521名（有効回答数） ・アンケート結果 客引き行為に遭った、見た 8割以上 客引き行為は好ましくない（どちらかといえば含む）約9割 客引き行為へ規制をかけるべき 約9割
意見公募 (令和6年8月～9月実施)	・意見提出者：45人 意見数：のべ63件 ・主な意見 客引き行為に規制をかけるべき 客引き行為者による通行の妨げ、夜中の喧騒がある 警察と連携した巡回や取締りの要望 喫煙やごみの散乱等、客引き行為者による悪影響について など

### 3 条例の概要

#### (1)定義

客引き行為・・・不特定の方の中から相手方を特定した上で、立ち塞がる、追従する等平穏な通行等を妨げるような態様で、客となるよう誘うことをいう。  
客待ち行為・・・客引き行為をする目的で、相手方となる人を待つことをいう。

#### (2)市、市民等、事業者及び商店街等の責務

#### (3)重点区域の指定

#### (4)禁止行為

客引き行為等を行うこと、行わせること

#### (5)指導、勧告、命令、公表

重点区域内で禁止行為を行った者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・指導  
指導を受けた者が、重点区域内で客引き行為を行った場合・・・・・・・・勧告  
勧告を受けた者が、重点区域内で客引き行為を行った場合・・・・・・・・命令  
命令を受けた者が、重点区域内で命令違反を行った場合・・・・・・・・公表

#### (6)撮影

#### (7)関係機関への情報提供

#### (8)罰則

命令違反をした者・・・5万円以下の過料を科す  
両罰規定・・・行為者のほか、法人、事業者にも過料を科す

#### (9)施行日

令和7年4月1日予定（指導、罰則等一部の規定は令和7年7月1日施行予定）

### 4 客引き行為の事例

判断事例	客引き行為等に該当または非該当
・近づきながら声をかけ、足を止めさせて、店を探しているか尋ねる	該当
・接近して、追従し、お客となるよう誘う	該当
・不特定多数の方に対し、ティッシュ、チラシを単に配布する	非該当
・不特定多数の方へ「いらっしゃい、いらっしゃい」等と呼びかける	非該当
・署名、募金などの社会的活動やアンケート調査	非該当

### 5 県内他市の状況

客引き行為を規制する条例の制定は、単独条例では県内で本市が所沢市に続き2番目となります。（所沢市：令和2年4月1日施行）

また、中核市におきましては12番目の制定となります。